熊本城跡の史跡拡大計画について

熊本市教育委員会

Ⅰ　今後の追加指定の方向

国及び県の指導を受け、昭和５７年度に策定した「保存管理策定報告書」に、今後の追加指定と整備の方向として述べられているとおり、将来機会があるごとに指定地域を旧城域までに復活拡大することが望ましいと考える。

また一方では、歴史公園としての環境整備を行い、より多くの人々に利用されることも重要であることから、指定には地権者の同意や協力を促進しながら、環境整備の終了した地区から順次史跡追加指定を推進していくものとする。

Ⅱ　追加指定の計画

1　**三の丸西地区**

- 旧細川刑部邸及び熊本市立博物館敷地及びその西側一帯
- 三の丸駐車場

①【市有地】　②【国有地】（平成 15 年計画見直し分）

2　**三の丸南地域と藤崎台野球場**

- 熊本県営プール、合同庁舎一帯
- 藤崎台野球場

【国有地】

3　**三の丸北部地域**

- 三の丸史料公園（旧細川刑部邸東側）一帯

【国有地】【市有地】【私有地】

4　**古城地区一帯と藤崎台**

- 現在買収を進めている古城堀端地区を除く県立第一高校、国立熊本病院を含む古城一帯
- 昭和 37 年に指定解除となった藤崎台野球場下へ伸びる堀の部分
- 藤崎台野球場の周辺

【国有地】【県有地】【市有地】【私有地】

5　**三の丸東地域**

- いわゆる千葉城一帯

【国有地】【県有地】【市有地】【私有地】
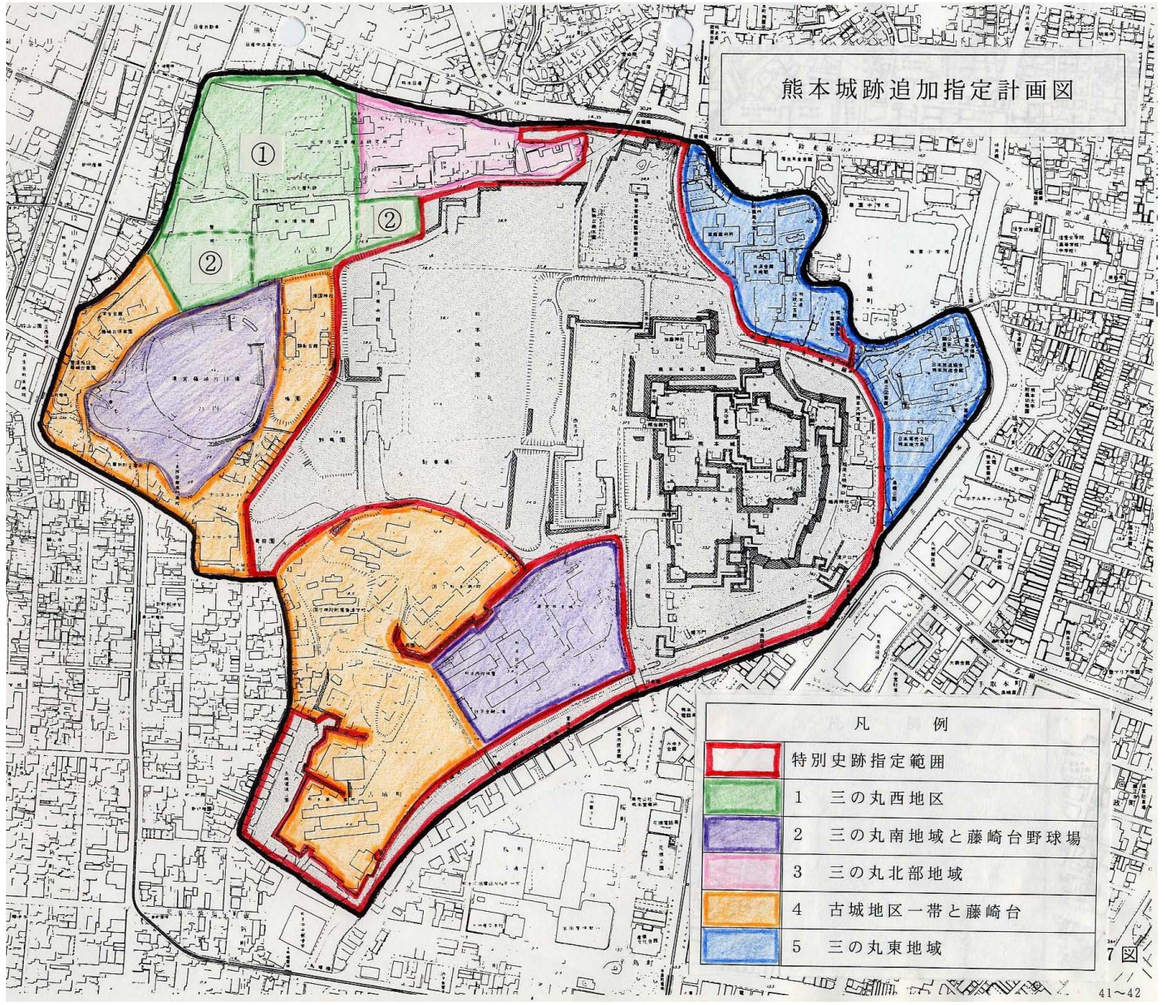
追加指定計画図（平成１５年見直し分）